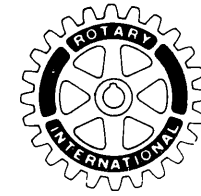


# ロータリー便覧

国際ロータリー第250地区  
ガバナー 道下 俊一  
地区情報委員会



# ロータリー便覧

## 「ロータリー便覧」発刊によせて

1984-85年度  
R.I第250地区ガバナー 道 下 俊 一

私は、ガバナー就任に当り、ロータリーをよりよく理解することがロータリアンの意識、資質の向上に結びつき、クラブの活性化をもたらす道であると考え、地区情報委員会に対して、マンスリーレターに必ず1頁を「ロータリー問答」として割愛することにし、その作成をお願いした。

地区委員会(清野耀委員長)は、年度の始まる以前から構想を練り、「手続要覧」より簡易に、国際理事会の決定の速報も入れ、ロータリーの重要かつ基本的情報をすべて集録する意図で、多くの時間をそのために奉仕してくれた。

毎号掲載した「ロータリー問答」は各クラブに於いて、新会員の情報プログラムの資料として、あるいはクラブ協議会の資料として大いに重宝されたことは私にとっても嬉しいことであった。

清野委員長は、更にマンスリーに掲載し残した分をまとめて、私の手元へ届けてくれた。

私は、今迄の分にこれを加えて、小冊子にまとめ、各クラブへ配布することが、清野情報委員長の労に報いる方法であると考え、「ロータリー便覧」として編集させて頂いた。

清野委員長始め、委員の方々に心から感謝申し上げると共に、各クラブに於いて十分な活用をお願いする。

## ロータリー便覧目次

ロータリーとは	5
クラブ奉仕とは	6
会員の義務	6
会員の特典	7
会員の権利	7
入会金及び会費について	8
ロータリー特別月間について	8
ロータリー米山記念奨学会	10
人頭分担金	11
納入義務金滞納クラブについて	11
職業分類について	12
ロータリー財団について	12
ロータリーの標語	16
1985年から実施されるロータリー・リーダーの養成課程の日程について	16
今後の地域大会・国際協議会・国際大会	17
ロータリー財団寄付の表彰	17
ロータリーの基本的特色	17
国際ロータリーの目的	18
国際ロータリーの役員	18
国際ロータリーの中央役員	18
国際ロータリー理事会	18
クラブ役員	19
クラブ理事	19
クラブ理事会	19
クラブの会員身分について	19
正会員の権利と他の種類の会員の権利の相違	24
クラブ例会出席規定	25
R.Iの公式機関雑誌	25
R.Iの機関雑誌「ロータリアン誌」の目的	26

「ロータリーの友」について	26
ロータリーの雑誌の購読	26
国際奉仕の目的	26
現カルロス・カンセコR.I会長は、何代目会長か	27
理事・役員になるための要件	27
ローターアクトの標語	28
会員選挙の方法	28
会合について	28
フォーラムとアッセンブリーの相違	30
クラブ協議会	30
クラブフォーラム	31
炉辺会合	31
クラブ会長エレクト研修セミナー	31
地区大会	31
地区協議会	33
ロータリー青少年指導者養成プログラム	33
青少年への奉仕の目標	34
青少年への奉仕団体とロータリークラブの関係	34
障害者に対する奉仕事業を行っている団体とクラブとの関係	35
インターシティ・ゼネラル・フォーラム	35
ローターアクトクラブ	35
ローターアクト会員資格の終結、29歳の誕生日	36
インターアクトクラブ	36
標準インターアクトクラブ定款の一部改正	36
特別補助金	37
保健、飢餓追放および人間性尊重補助金	38
推奨クラブ細則第3条第4節の修正	38
国際奉仕に於けるロータリーの基本方針	39
国際奉仕に於ける個々の会員の責務	39
国際奉仕に於けるロータリークラブの責務	39
国際ロータリーと国際奉仕	39

世界社会奉仕	40
1987年アジア地域大会について	40
規定審議会	40
制定案と決議案の違い	41
「撤回と看做す」	42
「瑕疵なき」	42
地域	42
ゾーン	43
地区とは	43
無地区クラブとは	44
グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー	44
地区の役割	44
地区ガバナーの任務	44
ガバナー・ノミニー	44
ガバナー・エレクト	45
ガバナーの分区代理	45
会長エレクト	45
特別代表	45
地区ガバナーの拡大補佐	46
新クラブ結成の一般方針	46
創立会員	46
加盟金	46
加盟認証状	47
スポンサークラブ	47
アディショナルクラブを結成する方法について	47
区域の割譲または共有	48
仮クラブ	49
仮クラブの条件	49

## ■ ロータリーとは

### 1. ロータリーの誕生とその成長

今から80年前の1905年、その頃経済恐慌で人の心の荒れすきんでいたアメリカ社会、特にシカゴの状態を憂えた青年弁護士ポール・P. ハリスが、3人の友人と語らって2月23日、第1回の会合をひらいたのが、ロータリークラブの誕生であります。

ロータリーとは、会員が持ち回りで順番に、集会を各自の事務所ですらひらいたことから名付けられました。このクラブは着実に成長し、現在159の国家および地域にひろめられ、クラブ数**21,425**、会員数は**976,874**名に達し、さらに大きな発展を期待されております。

### 2. 日本のロータリー

わが国のロータリークラブは、1920年(大正9年)10月20日、当時三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京にこれを創立し、翌10年4月1日、世界で855番目のクラブとして加盟承認されました。その後太平洋戦争の結果、一時国際ロータリーから説退するをやむなきに至ったこともありましたが、その間もよくロータリーの精神を堅持して会合につとめ、その真髓と組織を維持し、戦後国際ロータリーに復帰するや、益々発展、現在では北は北海道、南は沖縄まで、クラブ数**1,658**、会員数**95,668**名に達し、なおすべての都市、すべての町にその理想の翼を広げる努力をつづけております。会員は地域内の理想にもえる堅実な実業家、専門職業人の中から定款により、1業種1人を選び、週1回のクラブ例会出席によって、各種職域人の交友を通じて地域社会へのより多くの奉仕の機会を得ようとはかっております。

### 3. ロータリーの目的

社会生活における人間の幸福は、他人への思いやりと助け合いにあるとするロータリーでは、国際奉仕、社会奉仕、職業奉仕、クラブ奉仕の4部門を設け各自の職業を通じて“奉仕の理想”を推進することを目的としており、そのためには、

(1) 広く知己を求めて奉仕の機会を多く持つ。

- (2) 各自の職業に誇りをもって、その道徳的基準を高める。
- (3) 公私の別なく奉仕の理想を実行する。
- (4) 国際的にも理解と友情を広め、かつ深めるという四つの道をひらき、行動することが大切であります。

#### 4. ロータリーの定義(手続要覧55P参照)

ロータリーは人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることがを奨励し、かつ世界に於ける親善と平和の確立に寄与することを旨とした実業人および専門職業人が、世界的に結び合った団体であります。

### ■ クラブ奉仕とは

私達のクラブの円滑な機能を助けるために行う諸々のことを意味します。

この中には、すべての会合に出席すること、親睦に加わること、プログラムに参加すること、会費を支払うこと、委員を務めること、役員に選ばれたならば喜んでその最善を尽くして職務に当ること、又、外部活動に加わることにより、クラブを助けることもできます。

例えば、

- ロータリアンでない人に国際ロータリーについて知らせること。
- 他のロータリークラブで講演すること。
- I. G. F. や地区協議会、地区大会、地域大会、国際大会などに出席すること。
- クラブを代表して新ロータリークラブを結成すること。などあります。

### ■ 会員の義務(クラブ定款第11条参照)

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。

また、いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることは出来ないとあります。そこで、各ロータリアンは、強制的遵守でなく、自発的遵守のた

めに、常にこれを理解し、精通し、少なくともその重要部分だけでも十分に会得していることが義務として肝要であります。

### ■ 会員の特典

- (1) 入会と同時に世界中のロータリアンと友達になれ、心からなる親交を受けることができる。
- (2) 日本はもちろん、世界中のどこのクラブの例会や会合にも出席して、知り合いの輪をひろげ、好意と友情を深め、奉仕の機会がとれる。
- (3) 例会で感動的なプログラムに参加することができる。
- (4) ロータリー活動を通じて自らが、地域社会に、職業に、国際的に、奉仕し得るということである。
- (5) 自分と異った事業や職業の人々と知り合いを拓くことができる。

### ■ 会員の権利(正会員)

- (1) 職業分類を代表する。
- (2) クラブのいかなる役職にもつくことができる。(R.I細則で資格条件がある。)
- (3) 投票権をもっている。
- (4) あらゆる会合に出席できる。
- (5) すべての会員を推薦することができる。
- (6) シニア・アクティブ会員になれる。
- (7) パストサービス会員になれる。
- (8) 名誉会員になれる。(ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした者)
- (9) 会員は、ロータリー徽章バッチ又はその他の記章を佩用することができる。
- (10) クラブ定款第8条第6節による会員身分の終結に関し自分の立場を釈明することができ、又、本クラブに提訴若しくは仲裁に訴えることができる。

## ■ 入会金及び会費について

### 1. 入会金(定款第7条第1節及び細則第5条第1節参照)

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員及びパストサービス会員候補者は、クラブ細則第5条第1節に規定されている入会金を入会承認に先んじて納入しなければならない。

但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員又はパストサービス会員になる者は、2度目の入会金を要しない。

### 2. 会費(定款第7条第1節及び細則第5条第2節参照)

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員及びパストサービス会員は、クラブ細則第5条第2節に規定されているクラブ会費年額を、毎年2回7月1日及び1月1日に納入しなければなりません。

尚、所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対して幹事が書面を以って催告をなし、催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結します。(定款第8条第4節参照)

### 3. 入会金及び会費の額は、クラブ細則によって決められております。クラブ細則の改正はクラブ例会に於て出来るが、その方法は細則第14条に基づきその改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送され、会員の3分の1以上が出席した例会で3分の2以上の賛成で成立するものであります。

## ■ ロータリー特別月間について

各特別月間は、次のとおり指定されております。

青少年活動月間9月、職業奉仕月間10月、米山記念月間10月(日本だけの特別月間)、ロータリー財団月間11月、世界理解月間2月、ロータリー創立記念日・世界理解と平和の日2月23日、雑誌月間4月。

R.I理事会は、特別月間には各々の目的をもったプログラムをクラブで採用するよう推奨されております。

### ● 青少年活動月間(手続要覧94P参照)

青少年活動月間は、毎年9月に実施されます。各ロータリークラブ

が青少年の能力開発を援助するという誓いを果たさなければならない時です。

ロータリーの世界が、ロータリー提唱のすべての公式青少年活動即ちインターアクト、ローターアクト、青少年交換、ハンディキャンプ、R.Y.L.A(青少年指導者養成プログラム)、R.O.V.E(ロータリー国際職業人交換)等に焦点を当てる特別な機会であります。

また、「各ロータリアンは青少年の模範」という標語を実行に移しましょう。

### ● 職業奉仕月間(手続要覧76P参照)

R.I理事会は、毎年10月を職業奉仕月間と決めました。

クラブだけではなく各ロータリアンも、職業奉仕の理想を日常実践するように強調するために、毎年10月はとくに職業奉仕に焦点をしばったプログラムに取り組む時であります。

### ● 米山記念月間

毎年10月を米山記念月間(日本だけの特別月間)として遵守することになります。

日本の大学院(地域によっては大学)に留学する外国人学生、とくにアジア地域の学生のための奨学金事業の推進に協力するための月間です。

### ● ロータリー財団月間(手続要覧142P参照)

毎年11月をロータリー財団月間として遵守することになります。

これは、財団が行っている活動にスポットライトを当て、また、さまざまな国の人々の間に理解と善意を促進しようとしている財団のプログラムを支援する好機であります。

財団に参加することは、世界理解を促進するための一つのアプローチであります。

この月間にロータリークラブは財団に関するプログラムを企画し、ロータリー財団への理解と関心を深くするよう奨励されています。

さらに、財団の目標に合致するプロジェクト案を事務長に提出するよう要請されております。

また、月間について適切な報道機関すべてに発表すること。

### ●世界理解月間(手続要覧88P参照)

毎年2月を世界理解月間と定め、同月間中クラブは、世界平和に不可欠なものとして、理解と親善を特に強調するクラブプログラムと活動を実施し、世界社会奉仕を中心としたプログラムを行うよう要請されております。

ロータリー年度における非常に重要な月間であります。

### ●ロータリー創立記念日並びに世界理解と平和の日(手続要覧88P参照)

世界理解と平和の日と指定されている2月23日は、ロータリー創立80周年記念日であり、ロータリーの国際性を祝い、ロータリーの長年の伝統である国際親善と世界平和を推進する目標を確認する時でもあり意義ある日であります。

### ●ロータリーの雑誌月間(手続要覧65P参照)

毎年4月は雑誌月間に指定され、クラブはその月間中に雑誌に関するプログラムを実施しなければならないことになっています。

R.Iの公式機関誌「ザ・ロータリアン」域いは公式地域雑誌「ロータリーの友」に対する認識を深め、その購読部数の増加をはかるのがこの月目的でもあります。

## ■ロータリー米山記念奨学会

### 1. 目的

主として、アジアのR.Cの所在する国又は地域から勉学又は研究のため来日し、わが国正規の学校又は研究所に在籍する外国人に対して、奨学金を支給し、よってロータリーの理想とする国際理解と親善に寄与することを目的とする。

### 2. 事業

- (1) 奨学金の支給
- (2) 奨学生に対するカウンセリング(世話クラブ及びカウンセラー制度)
- (3) その他、前条の目的を達成するための必要な事業(医療費補助、学会出席の旅費支給)

### 3. 表彰制度

- (1) 準米山功労者

第1回分の寄付金として3万円以上を納め、後30万円に達するまで引続き寄付する意思表示をされた方が登録されます。

### (2) 米山協力者

寄付の合計額が15万円に達したときはメダルが贈られる。尚、メダル贈呈は、15万円ごとに何回でも行われる。

### (3) 米山功労者

寄付の合計額が30万円に達したとき、地区大会で表彰され、メダルが贈られる。

尚、表彰及びメダル贈呈は、30万円ごとに何回でも行われる。

### (4) 米山功労クラブ

クラブに於いての寄付及び個人の寄付の集計合計額が100万円に達したときに、地区大会で表彰され、メダルが贈られる。

## ■人頭分担金(手続要覧68P参照)

1. 各クラブは、国際ロータリーに、そのクラブの各正会員、シニア・アクチブ及びパストサービス会員1人当たり、年額米貨20ドルの分担金を、毎年7月1日及び1月1日に、当日の会員数に基づいて分納する。そして、人頭分担金を支払う半期の始まる日の翌日以降に入会した正会員、シニア・アクチブ及びパストサービス会員1人当たり、5ドルの比例人頭分担金を、10月1日及び4月1日に納める。
2. 国際ロータリーに5月15日またはその直前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。同様に11月15日またはその直前に加盟した新クラブに限り、1月1日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。

## ■納入義務金滞納クラブについて

クラブがR.Iへの納入義務金を支払わない場合、支払期日を6ヵ月過ぎると、クラブの加盟資格は、一時停止処分されることになる。更に90日未払が続くと、クラブの国際ロータリーへの加盟は、自動的に終結することになる。但し、理事会の納得する条件と協定が事



前に取交わされている場合を除く。

## ■ 職業分類について

### 1. 職業分類(一業一会員制) (クラブ定款第5条第2節、手続要覧16P 参照)

ロータリークラブは、標準クラブ定款第5条に規定された原則に違反しない限り、できるだけ所在地域社会に認められたすべての職業又は団体からそれぞれ1名の会員を持つようにしなければならない。(地域社会の縮図であることを建前とし、最も望ましい姿だとしている。)

### 2. 職業分類の貸与(手続要覧18P 参照)

ある人を特定の職業分類の下に会員とするためには、本人がその商業、工業、専門職業又は公共団体にかかわる活動の少なくとも60パーセントを、本人の職業分類となっている事業(実業、専門職業、職業、企業又は会社)に捧げており、かつ本人が主として、当該実業又は専門職業活動に従事していることがその地域において、一般から認められていなければならない。

### 3. 職業分類の用語説明(手続要覧16P 参照)

職業分類とは、ロータリアンの所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すもので、単語もしくは熟話である。

## ■ ロータリー財団について

### 1. ロータリー財団の目的(手続要覧133P 参照)

博愛、慈善、教育又は人道的という特質を持つ明確かつ効果的なプロジェクトの促進を通じて、各国の国民間に理解と友好関係を助長することにあります。

### 2. ロータリー財団の歴史

1917年にロータリアンのアーチ・クラフが、教育及び慈善的な目的をもって、ロータリー財団設立の構想を発表しその11年後にロータリー財団が発足いたしました。1947年ロータリーの創始者ポール・ハリスの死去に際し財団へ多額の追悼記念寄付が寄せられ、その寄付金が財団の最初のプログラムを制定する資金となりました。

財団が第1回奨学生として、18名の学生に大学院課程奨学金を授与したのは、この年であります。

### 3. ロータリー財団の諸活動(手続要覧137~141P 参照)

ロータリー財団の目標を助長する明確かつ効果的な手段として、次の5つの活動を行っております。

#### (1) 奨学金

大学院課程奨学金

20才~28才までの青年男女学生

大学課程奨学金

18才~24才までの青年男女学生

職業研修奨学金

21才~50才までの男女教師

ジャーナリズム奨学金

21才~50才までの男女ジャーナリスト

#### (2) 研究グループ交換。25才~35才までの実業人又は専門職業人男女。

#### (3) 大学教員のための補助金。開発途上諸国の高等教育機関で教鞭を執っている有資格の男女。

#### (4) 特別補助金。異なる国々の人々との間の理解と友好関係を増進させ、教育的もしくは慈善的性質のものであって、ロータリークラブ及び地区が提唱しかつ相当額の資金を調達するものであること。

#### (5) 保健、飢餓追放及び人間性尊重補助金。国際理解、親善及び平和を促進するための方法として、人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展をはかることを目的とします。

### 4. 財団補助金受領無資格者(手続要覧141P 参照)

ロータリアン、クラブと地区と他のロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員、配偶者、直系卑属(血縁による子又は孫、入籍している養子)、直系卑属の配偶者、上記ロータリアンと職員の尊属(血縁による両親又は祖父母)

### 5. 財団への寄付(手続要覧144P 参照)

ロータリー財団が自発的寄付の基礎の上に発展してきた事実にかんがみ、財団への寄付を会員資格の条件とするとか、或いはそのよ

うな意味のことを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とするようロータリークラブ細則を改正したり、ロータリー会員証にこのようなことを書き入れることは、認められていない。

#### 6. ロータリー財団への寄付額の「パーセンテージ順位」(手続要覧145P参照)

クラブの累積寄付金が直前ロータリー年度の12月(最終例会日)の会員数報告を基にして、会員1人当り10ドルに相当するクラブを「100%ロータリー財団クラブ」といい、以下同じようにして、会員1人当り20ドルを200%クラブといいます。又、地区内会員1人当り10ドルとなった時は、その地区を「100%ロータリー財団地区」といいます。以下これに準じて「200%地区」と次の段階に進みます。

#### 7. ロータリー財団の目標

ロータリー財団の目標は、手続要覧の1984年版の133Pに記載されています。

それを一層明瞭にするため、財団管理委員会では、1984年10月の会合にて、下記のとおり財団の目標を簡潔に表現した非公式な代案を採択し、R.I理事会は、それに賛成いたしました。

「国際ロータリーのロータリー財団の目標は、慈善的及び教育的な国際的プログラムを通じて、世界理解と平和を実現させることにある。」

#### 8. ロータリー財団奨学金(手続要覧137P参照)

目的は、青年男女を他国の教育機関で勉学させることによって、相異なる国民間の理解と友好関係の増進に寄与することであり、1984～85年度には、財団奨学生は69ヵ国から883名が選ばれ、56ヵ国の220のロータリー地区に留学しております。

予算総額は、米貨940万ドルで、1947年以来ロータリー財団が支出した奨学金の合計は、9,600万ドルに達しています。

各奨学金は、本国から留学地までの往復航空料金、授業料、必要な書籍及び学用品、下宿料及び食費を含み支給されます。

ロータリー地区は、毎年少なくとも一口の奨学金を受領することができます。

#### 9. 大学院課程奨学生の年令

1986～87年度奨学金より以降大学院課程奨学生の年令は、18才から30才までとする。但し、この年令条件は、ロータリークラブへ提出する申請書の締切期日現在のものであるとする。

#### 10. 研究グループ交換(G. S. E)(手続要覧138P参照)

ロータリアンではない25才～35才までの実業人及び専門職業人で構成され「研究グループ交換」担当地区ガバナー代理がこれに加わり、4～6週間にわたって海外を旅行し、受け入れ国の社会、経済及び文化的な面を実地研修すると共に、個人的な親交を深め、お互いのアイディアや意見を交換し合います。

1965年に始まったこのプログラムの参加者総数は1万人をこえ、合計1,300万ドルが支出されています。尚、1984～86年の期間に174の地区が、合計155万ドルの補助金を授与されます。

チームメンバー全員とも特定1地区出身者であり、男性チーム(5名)と地区ガバナー代理或いは女性チーム(4名)と地区ガバナー代理夫妻のいずれかを派遣することができる。

財団管理委員会では、同一地区でも文化的環境に十分な相違がある場合には、隣接国間の研究グループの交換を承認しました。又、1984～85年度より各地区ガバナーは、G. S. Eチームが派遣地区又はホスト地区の地区大会へ参加する費用として、米貨800ドルまでの補助金を申請できることになりました。但し、その場合、チームは地区大会プログラムに参加出演することを条件とします。

#### 11. 大学教員のための補助金(手続要覧139P参照)

1985～86年度よりロータリー財団管理委員会は、毎年米貨1万ドルの補助金10件、本国以外、特に開発途上諸国の高等教育機関で、6ヵ月から10ヵ月教鞭を執る大学教員助教授(専任講師を含む)以上の男女に授与されます。

尚、開発途上国の教育機関から明確な形で招聘されている人を優先します。指導に当る分野は、経済、政治、社会、文化の研究などの一般性のある分野で、国際的応用のできるものに限ります。

## ■ ロータリーの標語(手続要覧153P参照)

### 1. 超我の奉仕“Service Above Self”

(1911年ポートランド大会でシカゴのコリンズ氏によって提唱)

### 2. 最もよく奉仕する者、最も多く報いられる。“He Profits Most Who Serves Best”

(1911年ポートランド大会でミネアポリスR.Cのシエルド氏によって提唱)

この言葉は、40年の間ロータリーの根本的な奉仕の理想を効果的に表現しているモットーとして国際ロータリーによって広く、また常に用いられてきたが、正式にモットーとして採用されていなかった。1950年のデトロイト大会(決議50-11)で正式にモットーとして採択されました。

ロータリーは、その職業奉仕活動において、それが物質的報酬であろうと、また、精神的及び感情的な健全性や満足感であろうと、奉仕は、報酬の基本であるという根本的な真理を教えて来ました。

## ■ 1985年から実施されるロータリー・リーダーの養成課程の日程について

1985～86年度の地区及びクラブの役員の養成課程の日程が、下記のとおり改正されました。

### 1. 国際協議会(ガバナーノミニール出席)

2月最後の2週間から3月最初の2週間の期間中に開催されるものとする。(1985年2月23日～3月2日まで開催される。)

### 2. 会長エレクトの研修会

国際協議会后1ヵ月以内に遅くとも4月15日までに開催されるものとする。(クラブ会長エレクト研修セミナーと呼称される。)

### 3. 地区協議会

会長エレクトの研修会の後、遅くとも5月31日までに開催されるものとする。

## 4. 新年度第1回クラブ協議会

地区協議会后、遅くとも6月30日までに開催されるべきとする。

## ■ 今後の地域大会・国際協議会・国際大会

1. 1986年規定審議会は、2月3日～6日米国イリノイ州シカゴ市で開催される。
2. 1986年の国際協議会は、1月25日～2月1日までの予定。
3. 1986年の国際大会は6月1日～4日米国ネバダ州ラスベガスで開催予定。
4. 1987年の国際協議会は、3月1日～9日までの予定。
5. 1987年の国際大会は、6月7日～10日西独ミュンヘンで開催予定。
6. 1988年の国際大会は、5月22日～25日米国ペンシルバニア州フィラデルフィアにて開催予定。
7. 1989年の国際大会は、5月21日～24日韓国ソウルにて開催予定。

## ■ ロータリー財団寄付の表彰

### 1. ポール・ハリス・準フェロー(手続要覧149P参照)

1,000ドルに達するまで寄付を続ける意図を明らかにして、最初に100ドルを寄付した個人または、ある人のためにその寄付が行われた場合は、その名義人を「ポール・ハリス・準フェロー」と認められる。

### 2. ポール・ハリス・フェロー

寄付額が1,000ドルの満額に達した個人または、ある人に敬意を表するため或いは記念するために、その人の名義でその寄付が行われた場合は、その名義人を「ポール・ハリス・フェロー」と認められる。

## ■ ロータリーの基本的特色(手続要覧55P参照)

1. ロータリーは、奉仕の理想を個人として、また、団体として、現実に応用することを奨励するために、実業人および専門職業人がロータリークラブにおいて、世界的親交を結ぶ場である。
2. ロータリーは、奉仕の理想に基づき、世界中の人々間の理解親善及び平和な関係を推進・奨励・助長することに関心がある。

3. ロータリークラブは、地域社会の生活面を広範に代表し、ロータリーの綱領を推進するために、職業分類に基づき、その会員を選考する。
4. 会員身分の継続には、少なくとも所定数はクラブ例会に出席しなければならない。知り合うことと親睦を永続的友情への第一歩として育むことができるようにするためである。
5. ロータリークラブは、会員に、個人活動及び職業活動に於いて、高度の道徳的水準を実証する機会を提供する。
6. ロータリアンの宗教的及び政治的信念は、個人の問題とみなされる。

### ■ 国際ロータリーの目的 (国際ロータリー定款第2条参照)

1. 全世界にわたってロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
2. 国際ロータリー活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

### ■ 国際ロータリーの役員 (国際ロータリー定款第6条参照)

国際ロータリーの役員は、会長、副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー及びグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長及び名誉会計とする。

(グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーとは、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島に於けるロータリークラブの連合会の呼称であります。)(手続要覧235P参照)

### ■ 国際ロータリーの中央役員 (手続要覧233P参照)

国際ロータリーの会長、副会長、その他の理事15名(会長エレクトを含む)、事務総長並びに財務長です。

### ■ 国際ロータリー理事会 (国際ロータリー定款第5条参照)

国際ロータリーの管理主体であって、その人員は17名です。即ち、R.I会長、R.I会長エレクト、その他の理事15名ですが、事務総長は理事ではないがR.Iの常務役員として理事会に出席する。

### ■ クラブ役員 (クラブ定款第6条第3節参照)

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、会場監督であります。クラブ役員は、理事会の決定に従って、クラブ運営の実務に当たります。各役員の任務は、クラブ細則第3条で規定されております。

### ■ クラブ理事 (クラブ定款第6条第3節、クラブ細則第1条第1節参照)

会長、会長エレクト、副会長(クラブ定款第6条第3節)、幹事、会計及び\_\_名の理事と(クラブ細則第1条第1節)直前会長であります。

(クラブ細則第1条第2節)

尚、\_\_名の理事及び会場監督については、クラブ細則第1条に基づき選挙されます。

理事は、クラブの管理主体である理事会の構成員として、クラブの管理に当たります。

### ■ クラブ理事会 (クラブ定款第6条第1節第2節、クラブ細則第2条参照)

クラブ理事会は、本クラブの管理主体で、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終である。

### ■ クラブの会員身分について

#### 1. ロータリークラブの会員の種類 (国際ロータリー細則第3条第1節参照)

正会員、シニア・アクチブ会員、パストサービス会員、名誉会員の4種類である。

#### 2. 正会員 (国際ロータリー定款第4条第3節、国際ロータリー細則第3条第2節参照)

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者。

そして、

(1) 一般に認められた有益な実業又は専門職業の持ち主、共同経営者、法人役員又は支配人であるか。

または、

(2) 一般に認められた有益な実業又は専門職業において、裁量の権

限のある管理職の重要な地位にあるか。

- (3) 一般に認められた有益な実業又は専門職業の地方代理店又は支店の管理権をもって担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代表者を勤めていること。

そして、以上いずれの場合も、

本人がクラブにおいて分類される職業に、自らかつ現実にたずさわっており、そしてその事業場又はその住居がクラブの区域限界内もしくは、クラブの存在する市の行政区域内又は直接に隣接するクラブの区域限界内にあることを要す。

- (4) 報道機関、宗教及び外交官の職業分類を除き、そして、アディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があってはならない。

### 3. アディショナル正会員 (国際ロータリー定款第4条第3節、国際ロータリー細則第3条第3節参照)

- (1) クラブ正会員と同じ職業分類の実業又は専門職業に現実に従事している者で、もう一人正会員に推薦することが出来、クラブはこれを正会員に選ぶことが出来る。

- (2) アディショナル正会員は、他のアディショナル正会員を推薦することができないことを除いては、すべて正会員と同じとする。前述規定の下に選ばれた、アディショナル正会員は、推薦者がシニア・アクティブ正会員になった場合、自動的に正会員になり、職業分類の保持者となる。

- (3) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリークラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所又はその住居がクラブの区域限界内にありかつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者をアディショナル正会員に選ぶことができる。

但し、

- (イ) 一つの職業分類について、アディショナル正会員の数は、1名を超えないものとする。  
(ロ) 選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由

が、本人がそのクラブの区域限界内で、そのクラブにおいて、本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということ。

- (イ) (3)に基づき選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類の保持者が正会員身分を失っても、アディショナル正会員身分に何の影響も及ぼさないものとする。

### 4. シニア・アクティブ会員 (国際ロータリー定款第4条第3節、国際ロータリー細則第3条第4節参照)

- (1) クラブの正会員又はパストサービス会員で、その一つ又はいくつかのクラブにおける正会員及びパストサービス会員としての経歴が、次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となる。

(イ) 一つ又はいくつかのクラブで、通算15年以上会員であった者。

(ロ) 現在60才以上で、一つ又はいくつかのクラブで、通算10年以上会員であった者。

(イ) 現在65才以上で、一つ又はいくつかのクラブで、通算5年以上会員であった者。

(ニ) 現在国際ロータリーの役員であるか、又はかつて役員であった者。

- (2) シニア・アクティブ会員は、職業分類を代表しない。

アディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

以上の2点を除き、すべて正会員と同一の権利、特典及び責任を持つものとする。

- (3) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で会員でなくなった時点において、シニア・アクティブ会員であった者又はシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

但し、その元会員の住居又は事業所がクラブの区域限界内又はその周辺の地域内にあることを要する。

シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に資格者を入会させることができる。

**5. パストサービス会員**(国際ロータリー定款第4条第3節、国際ロータリー細則第3条第5節参照)

(1) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリークラブ正会員は、本人が正会員となっていたクラブ、その他のクラブのパストサービス会員に選ばれることができる。

但し、自発的な引退の場合、一つ又はいくつかのクラブで、通算3年以上正会員であったこと、或いは、クラブ理事会が病気、定年などやむを得ぬ引退と判断した場合、会員歴にかかわらず55才に達していること。

このような元会員は、他のすべてのパストサービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員身分を失った時又はその後いつでもパストサービス会員に選ばれることができる。

(2) 実業又は専門職からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、パストサービス会員に選ぶことができない。

(3) 本人が正会員となっていたクラブにパストサービス会員として選ばれた場合は、二度目の入会金を要しないが他のクラブに選ばれた場合は、入会金の支払いを要する。

(4) パストサービス会員は、会員となっているクラブの区域限界内又はその周辺に居住しており、又、引続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのパストサービス会員に選ばれる場合は、この限りでない。

(5) パストサービス会員は、職業分類を代表しない。

シニア・アクティブ会員になることができない。

アディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

以上3点を除き、正会員の持つすべての権利、特典及び責任を有する

(6) パストサービス会員が現実に職業活動に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。

職業分類に空席がない場合、又は当該クラブの区域限界内もしくは周辺地域に居住しなくなった場合、或いは国際ロータリー細

則第3条第4節(a)項の規定の下にシニア・アクティブ会員となった場合、パストサービス会員身分は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパストサービス会員になった者には、適用されない。

**6. 名誉会員**(国際ロータリー定款第4条第3節、国際ロータリー細則第3条第7節参照)

(1) ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした男子をそのクラブの名誉会員に選ぶことができる。

(2) 名誉会員は、入会金及び会費の納入は免除される。

クラブの如何なる役職にもつくことができず、投票権を持たない。又、職業分類を代表しない。

(3) クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。

但し、本人が会員となっているクラブ以外においては、いかなる権利又は特典も認められない。

**7. 会員身分の終結**(クラブ定款第8条参照)

(1) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれの場合には、正会員の身分は、自動的に終結する。

但し、本クラブの正会員は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、本人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの区域限界内にあれば、その会員身分を保持することができる。(クラブ定款第8条第2節参照)

(2) 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対して幹事が書面をもって催告し、その日付後10日以内に納入しない時は、自動的に会員身分は終結する。(クラブ定款第8条第4節参照)

(3) 連続4回本クラブの例会に欠席した会員は、所定の手続即ちメーカーアップするか、又は理事会が、正当かつ十分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

いずれの会員も、各半期間に開かれた所属クラブ例会総数のう

ち、少なくとも30パーセントに出席することを要する。(クラブ定款第8条第5節(a)参照)

- (4) 本クラブ又は他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席しない正会員、シニア・アクティブ会員、パストサービス会員は、当該例会に欠席したものとみなされる。(クラブ定款第8条第5節(a)参照)
- (5) クラブ年度前半6ヵ月間又は後半6ヵ月間における出席率が60パーセントに達しない場合は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。(クラブ定款第8条第5節(b)参照)
- (6) 長期にわたって、健康不良又は傷害のためにクラブ定款第8条第5節の規定に従うことが不可能な会員は、その状態の続く限り理事会に申請して、出席に関する諸条件を満たすことを免除されることができる。そして本人の欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。(クラブ定款第8条第5節(c)参照)
- (7) 一つ、又はいくつかのロータリークラブで、通算20年以上会員であって、65才に達したシニア・アクティブ会員及び通算15年以上会員で、70才に達したシニア・アクティブ会員は出席規定の適用を免除されたい希望を書面を以って幹事に通告し、理事会が承認すれば免除され、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。本人が希望すれば算入してもよい。(クラブ定款第8条第5節(d)参照)

## ■ 正会員の権利と他の種類の会員の権利の相違

### 1. アディショナル正会員

アディショナル正会員を推薦することができない。

### 2. シニア・アクティブ会員

- (1) 職業分類を代表しない。
- (2) アディショナル正会員を推薦することができない。

### 3. パストサービス会員

- (1) 職業分類を代表しない。
- (2) アディショナル正会員を推薦することができない。
- (3) シニア・アクティブ会員になれない。(但し、R. I 細則第3条第4

節(a)項に規定されている場合を除く。)

## 4. 名誉会員

- (1) 職業分類を代表しない。
- (2) 投票権をもたない。
- (3) クラブのいかなる役職にもつくことができない。
- (4) 本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいて、いかなる権利又は特典も認められない。

## ■ クラブ例会出席規定

1. 本クラブの会員は、例会の当日、その出席又は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。(クラブ細則第4条第2節)
2. 本クラブ又は他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席しない正会員、シニア・アクティブ会員、パストサービス会員は、当該例会に欠席したものとみなされる。(クラブ定款第8条第5節(a))

## ■ R. I の公式機関雑誌(手続要覧65P、R. I 細則第18条参照)

基本版である英語の「ザ・ロータリアン」及びスペイン語版の「レビスタ・ロータリア」の2種類です。現在世界各地にいくつかの地域的雑誌がありますが、その中には公式地域雑誌となっているものがあります。

日本の「ロータリーの友」は、1980年7月より公式地域雑誌に指定されました。

1911年(明治44年)1月初代事務総長のチエス・ペリーがポール・ハリスの論文「合理的ロータリアニズム」を掲載するために、「ザ・ナショナル・ロータリアン」という誌名で12頁新聞型式のタブロイド版で4,000部発行したのが始まりです。「ザ・ナショナル・ロータリアン」がその後「ザ・ロータリアン」となり、更にその後スペイン語版「レビスタ・ロータリア」の両者が公式機関紙として今日に致ったものです。

## ■ R.Iの機関雑誌「ロータリアン誌」の目的(手続要覧65P

R.I細則第18条第1節参照)

国際ロータリー細則第18条第1節に明記されている如く、理事会が国際ロータリーの目的を推進しロータリーの綱領を達成するのを助ける媒体の役割を果たすことである。

## ■ 「ロータリーの友」について

1952年(昭和27年)7月、わが国が全国一地区から東日本(第60地区)と西日本(第61地区)の2地区に分割されたとき、両地区を連絡するための機関誌として、1953年(昭和28年)1月に創刊されたものです。は、日本各地から委員が選ばれ、ロータリーの友委員会が設置されその下に専門のスタッフがその編集に当たっています。

当第250地区の本年度の地区委員には、帯広R.Cの田中弘会員が選ばれております。

なお「ロータリーの友」の英語版として「THE ROTARYNO-TOMO」が昭和51年春から発刊され、日本の正しい姿を海外に紹介する絶好の資料として海外のロータリアンに喜ばれています。

## ■ ロータリーの雑誌の購読(R.I細則第18条第3節、クラブ定款第10条参照)

正会員、シニア・アクチブ会員及びパストサービス会員のそれぞれが、国際ロータリーの機関雑誌又は国際ロータリーの理事会が承認し、当該のクラブに対して指定した地域的なロータリーの雑誌の有料購読者となり、そして本人が会員となっている限り、その購読を続けることを会員身分保持のための条件とする。

## ■ 国際奉仕の目的(手続要覧85P参照)

ロータリアンの中に、また、一般の人々の間に理解と善意を育むことが、ロータリーの国際奉仕の明確な任務であります。

## ■ 現カルロス・カセンコR.I会長は、何代目会長か

1905年に、ポール・ハリスがシカゴにロータリークラブを創立し、1985年が80周年に当たります。現カルロス・カセンコR.I会長は、第80代ということになるでしょうか。

ロータリーの初期の頃には、各ロータリークラブがひとつにまとまった組織はありませんでした。

1910年に米国内に16のロータリークラブが出来たとき、全米ロータリークラブ連合会が結成され、これがR.Iの始まりで、初代会長にポール・ハリスが選ばれました。

歴代R.I会長を数える場合には、1910～11年度に全米ロータリークラブ連合会会長に就任したポール・ハリスから数えますが、ポール・ハリスは、1910～11年と1911～12年の2ヵ年に亘り会長を務めております。

従って、現カルロス・カセンコR.I会長は、第74代会長ということになります。

## ■ 理事・役員になるための要件

### 1. クラブ理事

クラブ委員長の経験者であることを要する。(R.I理事会決定)

### 2. クラブ会長

クラブ理事か幹事の経験者であることを要する。(R.I理事会決定)

### 3. 地区ガバナー

クラブ会長の経験者で、一つ又はいくつかのロータリークラブで、通算7年以上会員であったことを要する。(R.I細則第13条第5節(b))

### 4. R.I理事

地区ガバナー経験者であることを要する。(R.I細則第5条第2節(c))

### 5. R.I会長

R.I理事の経験者であることを要する。(R.I細則第5条第2節(b))



## ■ ローターアクトの標語

1977年度にR.I理事会は、ローターアクトクラブ並びにその会員が使用する標語を採択された。

「奉仕を通じての親睦」

## ■ 会員選挙の方法 (クラブ細則第11条第1節参照)

正会員 (アディショナル正会員を含む)

1. クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパストサービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名を書面をもって、本クラブ幹事を通じて理事会へ提出する。

この推薦は、この規定の別の定めがある場合を除き、しばらく秘密にしておかなければならない。

2. 理事会は職業分類委員会に対し、被推薦者の職業分類上の審査とその報告をもとめ、さらに、会員選考委員会に対し同人の資格要件、人格、職業上および社会的地位、ならびに一般的適格性の見地から調査、報告するよう要請する。

3. 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて、推薦者に通知する。

4. 理事会が「承認」を決めた場合には、推薦者はロータリー情報委員会の委員1名又は数名と共に、被推薦者に対しロータリーの目的及び会員の特典と義務について説明し、入会申し込書の記入、提出をもとめ、また本人の氏名及び本人に予定されている職業分類をクラブで発表する承諾をもとめる。

5. 被推薦者の氏名の発表後10日以内にクラブ会員から理由を付記した書面による異議の申したてがない限り、会員候補者は、細則第5条の定められた入会金を納め、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合には、定例又は臨時の理事会を開いて審議し票決を行い、出席理事会メンバーの反対票が1票を超えなかった場合は、入会金納入など所定の手続きを終える

ことによりクラブ会員に選ばれたものとみなされる。

以上の手続き、規程によって会員が選挙されたとき、クラブ幹事は、当の会員に対して、身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告する。

6. 当該会員は、クラブの例会で新会員として、正式に紹介される。

## ■ 会合について (クラブ定款第4条並びに細則参照)

1. 例会 (クラブ定款第4条第1節並びに細則第4条第2節～第3節参照)

本クラブの毎週の例会は、細則に定められた日及び時間に開催するものとする。

但し、非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれの日又は定例日の他の時間又は他の場所に変更することができ、この変更又は例会の取消しは、すべてクラブ会員全部に然るべく通告されなければならない。尚、会員総数の3分の1を以って、例会の定足数とする。

2. 年次総会 (クラブ定款第4条第2節並びにクラブ細則第4条第1節、第3節参照)

本クラブの年次総会は、毎年12月31日もしくは、それ以前に開催されるべきものとし、この総会において、次年度の役員及び理事の選挙が行われます。尚、会員総数の3分の1を以って、年次総会の定足数とする。

3. 定例理事会及び臨時理事会 (細則第4条第4節、第5節参照)

定例理事会は、毎月細則に定められた日に開催されるべきとする。臨時理事会は、会長がその必要ありと認めた時又は、理事会のメンバー2名の要求ある時、会長によって召集される。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。

理事会のメンバーの過半数を以って、理事会の定足数とする。

## ■ フォーラム (Forum) と アッセンブリー (Assembly) の相違

1. フォーラムとは、古代ローマの都市で、一般市民の集まる「広場」を意味するラテン語に由来しますが、現在は、広く「討論会」の意味に用いられています。

ロータリーでは、「会員が役職と関係なく集って、奉仕の四部門について、自由に討論し、研究する会合」を意味しています。

次の2種類があります。

- (1) クラブ・フォーラム (Club Forum)
- (2) 都市連合一般討論会 (Intercity General Forum)

2. アッセンブリーの語義は広く「集会」という意味で、いろいろな会合に用いられていますが、ロータリーでは「特定の役職にある人を集めて、ロータリーの重要問題を主として運営面から研究、討議する会合」を意味し、日本では「協議会」と呼ぶことが多い。

普通次の3種類があります。

- (1) クラブ協議会 (Club Assembly)
- (2) 地区協議会 (District Assembly)
- (3) 国際協議会 (International Assembly)

尚、ロータリーの「会議運営手続規則」では、国際大会、規定審議会、その他の国際ロータリーの会議を「アッセンブリー(会議)」と定義しています。

## ■ クラブ協議会 (手続要覧25P参照)

クラブ協議会は、クラブのプログラムと活動について、協議するために開かれるクラブ役員と理事、委員会委員長の会議ですが、クラブの他の会員も出席を要請されます。

開催時期は地区協議会后、年度始め、ガバナー公式訪問の2週間前、公式訪問時、年度後半の始め、地区大会の後の少なくとも年6回開催することが望ましいとされています。

## ■ クラブフォーラム

適当な時期にクラブ単位で開催されるフォーラム(討論会)で、特定の奉仕部門に限って行われるのが普通です。R.I理事会は、各ロータリークラブが、そのロータリー年度内に、奉仕の四部門が各部門毎にフォーラムを1回開催し、クラブ単位のロータリー情報の普及強化を行うよう提案しています。

## ■ 炉辺会合

ロータリークラブがロータリー情報を広めるために、毎週の例会以外に開く特別会合の一つで、Fireside Meeting といいます。会議は、ロータリーに精通している会員1名がリーダーとなり、参加者全員が、めいめい発言することになっている。

## ■ クラブ会長エレクト研修セミナー (手続要覧41P参照)

クラブ会長エレクト研修セミナーは、知識を与えるプログラムであり、地区ガバナー・ノミニーが、R.Iに費用をかけずに地区ガバナーと協力、調整して立案、組織、実施するものである。その目的は、

1. R.I会長が発表したテーマ及び国際ロータリーの新プログラムと継続中のプログラムを実施する。
2. 次年度のクラブ及び地区のプログラムと活動を立案する。
3. クラブ会長に自己の指導的役割を開発、遂行する意欲を与える。
4. クラブ会長に地区の運営と活動について情報を提供する。

地区ガバナー・ノミニーが地区ガバナーの協力を得て、できれば国際協議会后1ヵ月以内に、クラブ会長エレクト研修セミナーを計画、実施するものとする。

## ■ 地区大会 (R.I細則第13条第3節、手続要覧41P、42P参照)

### 1. 時と場所

毎年地区ガバナーと地区内過半数クラブ会長の合意によって定められる時および場所において開催される。

但し、開催の時期は、地区協議会、国際協議会、規定審議会又は国際大会の時期と同じであってはならない。

## 2. 主催者

地区ガバナー

## 3. 目的

交歓と感銘深い講演と、地区内クラブ及び国際ロータリー全般に関する問題の討議によって、ロータリーのプログラムを推進することである。

## 4. 審議事項およびその他の事項

- (1) R. I 理事会から提出された特殊な問題あるいは、地区内で生じた問題について審議する。
- (2) 地区大会は、立法機関ではないが、時として、大会での討議の結果起草された立法案を、規定審議会に提出する。
- (3) 所定の年度には、規定審議会に送る代議員を1名選出する。
- (4) 地区内ガバナー・ノミニーを選出する。(場合によっては、翌々年度のガバナーを指名することもある。)
- (5) 次の地区大会のホストクラブ並びに開催地を決議する。
- (6) R. I 並びに地区の現況報告を行う。
- (7) 決議事項の報告および採決を行う。
- (8) 名種のR. I 表彰並びに地区表彰を行う。
- (9) R. I 理事会は、地区大会の会期を最少限2日とし、そして最大限度を3日間とする。また、地区大会プログラムは昼食、宴会、及び娯楽を除き、総計9時間を本会議並びにグループ討論会に充当するよう勧奨されている。
- (10) 1983年11月のR. I 理事会は、例会出席クレジットに関する方針を、次のように発表している。

「理事会は、ロータリークラブ定款第8条第5節(a)の規定のもとに、ロータリアンがR. I の会合(例えば地区大会)に出席し、その会期が1日以上にわたり、その期日が出席補填期間についての規定にあてはまる場合は、2回分のメイクアップを通告できると解釈している。」

## ■ 地区協議会 (R. I 細則第13条第2節、手続要覧40P参照)

### 1. 開催時期

「毎年3月1日から7月1日までの間に、各地区のガバナーが定める時と場所において開催されるものとする。」となっておりますが、1984～85年ロータリー年度より、会長エレクトの研修会終了後遅くとも5月31日までに開催されるものとなりました。

但し、地区協議会参加者が国際大会に出席出来ないような時期であってはならない。

尚、1984～85年度より、地区ガバナー・ノミニーが、地区ガバナーに協力して、計画、実施することになります。

### 2. 主催者

地区ガバナー

### 3. 出席義務者

地区内全クラブの次期会長と次期幹事、地区ガバナー・ノミニー、およびR. I 理事会の指名する次期クラブ指導者(新入会員は、出席することが望ましい。)

### 4. 目的

ロータリー教育とロータリー情報を供与し、地区活動の調整を行い、クラブの管理業務を教示する。また、次年度の地区運営に備えて、クラブ内外諸般のロータリー活動について協議し、次期クラブ指導者たちに、各自の責務と奉仕の機会についての理解を深めさせ、活動意欲を刺激し、感動を与える。

## ■ ロータリー青少年指導者養成プログラム (手続要覧94P参照)

R. Y. L. A (Rotary Youth Leadership Award) ロータリー青少年指導者養成プログラムは、地区全体にわたり若い人々とロータリアンを参加させる地区のプロジェクトであり、地域社会の若い人々の指導者及び善良な市民としての資質を伸ばすことを目的とするものであります。R. Y. L. A プログラムは、世界各地で様々な形で行われているが、ほとんどのプログラムは、セミナーか指導者キャンプのどちらかの方

式に基づいて行われております。このプログラムは、ロータリアンに、青少年のためにというより、むしろ、青少年と共に活動するというやりがいのある課題を提供し、ロータリアンと実業及び市民の指導者が、学ぼうとしている出席者に、自己の知識と経験を伝える好機であり、ロータリーの標語「各ロータリアンは、青少年の模範」を実践する大いなる道であります。

### ■ 青少年への奉仕の目標 (手続要覧93P参照)

R.I理事会において、青少年への奉仕の目標を、クラブの参考案として、承認されております。

これは、6項目からなりますが、その第6項に、ロータリアンの青少年の奉仕活動の指針が、次のとおり示されております。

1. ロータリアンと青少年との個人的接触。
2. 年代の異なるグループ、例えば、青少年と成人とか、青少年と両親といったグループ間の意思疎通を図ることに関する研究。
3. 他国の青少年との直接、間接の接触を実現するための手段、方法の促進を図ること。

### ■ 青少年への奉仕団体とロータリークラブの関係

(手続要覧94P参照)

青少年への奉仕団体並びに運動と、ロータリークラブとの正しい関係について。

R.I理事会(1920～21年)が採択した声明に基づき、下記のとおりです。

1. 青少年に対する地域社会の義務及び責任について、地域社会が自覚するよう指導すること。
2. 地域社会の青少年の必要とするものを、発見すること。
3. それら必要なものが、関係当局及び代行機関によって、完全に満たされているかどうかということに注意すること。

### ■ 障害者に対する奉仕事業を行っている団体とクラブとの関係 (手続要覧95P参照)

前記関係に関する声明を適用する。

R.I理事会は、障害者が参加できるような時と場所で行われる青少年プロジェクトの場合、障害者がこれに参加することを支持する考えであり、ロータリークラブや地区が、障害者に対する奉仕事業に経験のある現存の団体と接触し、これにあらゆる援助を与えるようにすることを望んでいる。

### ■ インターシティ・ゼネラル・フォーラム (ロータリー用語辞典参照)

I.G.Fと略して呼ばれているが、日本では「都市連合一般討論会」と訳され、近隣都市の数クラブが集って、ロータリーの諸問題について、自由討議する会合です。実際には、分区単位の一般討論会を指して、こう呼んでおります。この討論会は、ガバナーが計画し分区内の全クラブのロータリアンが集まり、フォーラム・リーダーの司会のもとに、ロータリーの四大奉仕部門のすべてにわたって討議を行い、各クラブ間におけるロータリー情報や意見の交換、ロータリー教育の推進を図るものです。しかし、何かの問題が討議されても、その際、必ずしも結論や決議をしなければならないというものではありません。

### ■ ローターアクトクラブ (手続要覧78P参照)

提唱ロータリークラブの区域限界内またはローターアクトクラブの存在しないその隣接区域内に居住、就職または就学している18歳から29歳までの青年によって構成される。

ローターアクトクラブの存在する近隣区域からも、そのローターアクトクラブの承認を得て、会員を選挙することができる。但し、これを双方の提唱ロータリークラブに通知すること要する。ローターアクトクラブは、一つのロータリークラブまたは数クラブによって結成され、提唱されかつ助言が与えられ、そして、所管地区ガバナーによって確認された後、国際ロータリーの証明と承認を得て、設立される。

その目的は、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を育成し、かつ国際理解と平和の運動を推進し、また指導者としての資質及び職業上の責任としての高度の道徳的水準を認識し、受諾することを促進することである。

## ■ ローターアクト会員資格の終結、29歳の誕生日

標準ローターアクトクラブ定款が改正されました。

1984年7月1日より、ローターアクトクラブ会員資格は、会員が29歳になった時点で自動的に終結します(第4条)。しかし、29歳に達したクラブ会長と地区代表は、任期満了まで会員資格を保持できます(第6条)。また、指導力の継続性を図るために、クラブ会長と地区代表は、さらにもう1年間直前会長または直前地区代表として、在籍できます。

## ■ インターアクトクラブ(手続要覧96P参照)

奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で、相共に活動する機会を青少年に与えるため結成される。

インターアクトクラブに入会できる者は、善良な性格と指導者の素質とを備え、高等学校または大学課程への進学前の学校に在学中の学生または、14歳から18歳までの若人であります。

インターアクトクラブは、一つのロータリークラブまたは数クラブによって結成され、提唱され、かつ指導監督され、そして、所管地区ガバナーによって確認された後、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。

## ■ 標準インターアクトクラブ定款の一部改正

R. I理事会は、1985年7月1日付をもって効力を発するものとして、標準インターアクトクラブ定款の一部を下記のとおり、改正いたしました。

### 1. 同定款第4条1を、下記のとおり改正する。

「会員となるには、善良な性格と指導者の素質を備え、(a)学校を結成する基盤とするクラブにおいて、高等学校または大学課程への

進学前の学校に在学中の学生または、年齢14歳から18歳までの者。  
(b)地域社会を結成の基盤とするクラブにおいては、年齢14歳から18歳までの者とする。」

### 2. 同定款第5条2を、下記のとおり改正する。

「理事会は、細則の規程に従って会合するものとする。地域社会を結成の基盤とするクラブにおいては、クラブまたは理事会の会合はすべて、提唱ロータリークラブのインターアクト委員会委員の出席がなければ、正式のものとは認められない。学校を結成の基盤とするクラブにおいては、理事会の会合は、提唱ロータリークラブのインターアクト委員会委員の出席がなければ、正式のものとは認められないものとする。」

## ■ 特別補助金(手続要覧139P参照)

特別補助金制度は、1965年に創始されました。この制度は、ロータリークラブあるいは地区が、発起推進する国際的な慈善または教育事業に対し、そのクラブまたは地区が拠出する資金と同額を財団が支給する仕組みです。

次に示す基準に合致するものでなければならない。

1. 異なる国々の人々の間の理解と友好関係を増進させるものであること。ある国の個人をその国で教育させる計画は承認されない。
2. 教育的もしくは慈善的性質のものであって、しかも財団あるいはロータリーが提唱する現行プログラム(青少年交換を含む)と重複しないこと。
3. ロータリークラブまたは地区が提唱し、かつ相当多額の資金を調達するものであること。
4. 相当数のロータリアンが、資金募集などその事業計画に積極的に参加するものであること。
5. 不動産(土地及び建物)の投資を含まない計画であって、補助金を授与する以外にロータリー財団あるいは国際ロータリーに対して、何らの責務を負さないものであること。
6. 実施中あるいは既に完了したプログラムであってはならない。

7. 補助金受領無資格者への支払を含まないこと。

1984～85年度特別補助金の予算は、米貨50万ドル計上されております。

### ■ 保健、飢餓追放および人間性尊重補助金 (手続要覧141P参照)

1977～78年度に、R.I理事会は、保健、飢餓追放および人間性尊重プログラム(3-H)の実施を決定し、その目的は、国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として、人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展をはかることとあります。

現在41ヵ国で、49の3-Hプログラムが実施されていて、その予算合計は、米貨1,080万ドルとなっております。

1984～85年度の3-Hプログラムには、米貨150万ドルの予算が認められております。

### ■ 推奨クラブ細則第3条第4節の修正

1983年規定審議会での決定により、国際ロータリー細則第15条第4節(a)は、各半期中に入会した会員の比例人頭分担金についての条項が加えられ、修正されました。この修正を推奨ロータリークラブ細則にも反映させるため、理事会は、クラブ幹事の任務を規定した。推奨クラブ細則第3条第4節を下記のとおり、改正いたしました。

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作って、これを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在をもって、国際ロータリー事務総長に対して行わなければならない半期会員報告と7月または1月の半期報告期間に入ってからクラブへ入会した正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員につき事務総長へ提出する半期中間報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む諸種の義務報告を、国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料

を徴収して、これを国際ロータリーに送金し、その他、通常その職に付随する任務を行うにある。

### ■ 国際奉仕に於けるロータリーの基本方針 (手続要覧85P参照)

ロータリーの奉仕の理想が最もよく表現されているのは、個人の自由、思想、言論、集会の自由、信仰の自由、迫害と侵略からの解放及び欠乏と恐怖からの解放が認められているところに於てである。

自由、正義、真実、宣誓の神聖及び人権の尊重は、ロータリーの原則に本来備わっているものであり、又国際平和と秩序の維持及び人類の発展に不可欠である。

### ■ 国際奉仕に於ける個々の会員の責務 (手続要覧85P参照)

各ロータリアンは、自国の忠実かつ勤勉な市民となるべく、個人生活及びその職業活動を律するよう期待されている。

各ロータリアンは、場所を問わず個人として尽力し、視野の広い世論を作り出すよう助力すべきである。

### ■ 国際奉仕に於けるロータリークラブの責務 (手続要覧85P参照)

ロータリークラブは、政府や世界問題或いは国際間の政策に影響を与えるような団体的な行動をとってはならない。

むしろ、個人の会員に対して、これらの問題についての知識を与えるようにつとめ、それによって、会員に啓発された建設的な心構えを持たせるようにすべきである。

### ■ 国際ロータリーと国際奉仕 (手続要覧86P参照)

国際ロータリーは、世界各地の加盟クラブを通じて、国家間の平和の基礎として、人々の間に、国際理解と親善を鼓舞、育成しています。

国際ロータリーは、その平和と正義の原則を固守することを再認識し、全ロータリアンに、国際的難問題を平和交渉によって解決するた

め、自己の影響力を行使するよう要請しております。

## ■ 世界社会奉仕(手続要覧86P、ロータリー語解参照)

或る国のロータリークラブ又は地区が、他の国のロータリークラブに、援助を提供するプログラムで、生活水準を高める役に立つために必要とされるプロジェクトを達成し、両国間に国際理解を増進することを目的としたプログラムです。

1965年度の故ティーンストラ会長が、就任直後「世界理解と国際協調が、今日ほど必要かつ緊急事であったことは未だかつてなかった」としてロータリーの国際奉仕面に全ロータリアンが格別の関心を払うことを要請したが、その際具体的に示された構想の一つが世界社会奉仕でした。

これが実際にR.Iのプログラムとして発足したのは、翌1966年度の故R. エバンス会長の年度で「ロータリーで、よりよい世界を」というテーマを掲げ、「人類の世界に、一人の飢えた者、一人の文盲のいる限り、それは、ロータリアンの重大関心事でなければならない」という感動的名言を残しております。

このプログラムは、今後益々必要性を増し活発になっていくでしょう。

## ■ 1987年アジア地域大会について

1987年アジア地域大会の開催地に関して、理事会に提出されたインフォメーションを検討するに当たって理事会は、同アジア地域大会を、1987年10月12～15日、インドのデリーにて開催せんとする、デリー・ロータリークラブ提出の招致状を受諾しました。この決議は、既定の方針に基づき、必要な契約手続などが完了することを条件として採択されたものです。

## ■ 規定審議会(R.I定款第8条第6節、手続要覧119P参照)

R.Iの立法機関です。ロータリーのある各地方より代表者約400余名を以って構成されており、R.I理事会の決めた場所および時期に、

3年に1回開催されます。但し、同一国内で続けて2回開催することはできません。規定審議会は、立法年度の国際大会の閉会予定日の120日以上前に招集されるものとする。

1986年の規定審議会は、2月3日～6日まで、シカゴで開催されます。審議会議員として投票権を有する議員の3分の1を以って、定数とする。

クラブの代表議員は、各地区において、1名のロータリアンが選ばれ、審議会で、その地区内のクラブを代表する。この選挙は、審議会が開かれるロータリー年度の直前ロータリー年度に開かれる地区大会で行われるのが普通である。代表議員がその務めを果たせない場合に備えて、補欠議員もそのとき選ぶ。

補欠議員及び代表議員は、国際ロータリーの役員か元役員(または特別な事情の下では地区ガバナー・ノミニー)で、自分が代表する地区内のロータリークラブの名誉会員以外の会員でなければならない。

いかなるロータリークラブも、地区内のクラブを代表する資格を備えた候補者を指名できる。地区大会に出席する各選挙人は、審議会におけるその地区のクラブ代表議員の選挙に1票を投ずる権利を与えられるものとする。最高票数を得た候補者をその地区の審議会議員とする。第2位の票数を得た候補者を補欠議員とする。

1986年規定審議会に提出する制定案の提出締切は、1985年5月1日となっています。また、決議案は規定審議会が開催される日の30日前までに受理されていなければならない。

立法案の提出方法については、1984年手続要覧121P以下を参照して下さい。

1985～86年度には各クラブは、規定審議会への地区代表の旅費を交付するため、会員1人当たり1ドルの追加分担金を、R.Iへ納入することになっています。

## ■ 制定案と決議案の違い(R.I細則第6条第1節、手続要覧119P参照)

1. 制定案とは、国際ロータリーの定款もしくは、細則または標準クラブ定款を改正しようとする立法案です。

2. 決議案とは、国際ロータリーの定款もしくは、細則または標準クラブ定款の改正をしないで、R.Iの方針または手続きを設定または廃止する案件です。

### ■「撤回と看做す」(手続要覧232P参照)

規定審議会及び国際大会に於ける提出議案の取扱いに関連して、ロータリーで発達した議事採決の方法です。

選挙体として採決に賛成出来ないが、否決と議事録に残したくないものは、採決を延ばされる」この議決法は、採決を延ばし、その間に更に議題を研究したい場所に時々用いられる。

### ■「瑕疵なき」(手続要覧233P参照)

国際ロータリーの定款、細則並びにクラブ定款、細則の中で、ロータリークラブ会員もしくは、国際ロータリー加盟会員であるロータリークラブに関して用いられている「瑕疵なき」という文言は、ロータリーのメンバーとしてのすべての義務を常に忠実に果たしているロータリアンもしくは国際ロータリー加盟員としてのすべての義務を常に忠実に果たしているロータリークラブを意味するものと解されています。

### ■ 地域 (Region) (R.I細則第10条第3節、手続要覧231～235P参照)

R.Iによって便宜的に分割された地理的な区域をいい、境界が不定又は限定されているクラブ集団を表示するとき用いられる。

R.Iでは、次のとおり6つの地域に分けています。

#### 1. USCB

米国、カナダ、バミューダ及びプエルトリコ。ゾーンの数12。

#### 2. G.B.&I

グレート・ブリテン及びアイルランド。ゾーンの数1。

#### 3. CENAEM (セナエム)

ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域。ゾーンの数5。

#### 4. ASIA

アジア。ゾーンの数4。

#### 5. SACAMA (サカマ)

イベロ・アメリカ(南米、中米、メキシコ及びプエルトリコを除くアンティル諸島)。ゾーンの数5。

#### 6. ANZAO (アンザオ)

オーストラリア、ニュージーランド、アフリカ及び他のいずれの地域に属さない土地。ゾーンの数3。

これらの地域からは、所定数のR.I理事が選出されるが、そのため更にこの地域がゾーン(Zone)に細分されている。

日本は、アジア地域に属している。

<参考>

イベロ・アメリカとは、ヨーロッパのイベリア半島出身のスペイン人及びポルトガル人によって開拓されたアメリカ大陸諸国をいう。

### ■ ゾーン (Zone) (R.I細則第10条第3節、手続要覧231～235P参照)

ロータリーで「ゾーン」というときは、選出されるR.I理事の選挙区のようなものである。

R.I理事15名の公平な配布を期するためR.Iは、その選出する地域を6つに分け、更にこの地域から公平に理事ノミネーが選出されるよう「ゾーン」の制度を設け、しかもこれを輪番制にしております。

アジアを例にとれば、第1～第4のゾーンに分かれ(日本は第1及び第3ゾーンに属する。)毎年アジア内のクラブの会員の中から、1名の理事が指名されるものとし、各ゾーンが番号の順序でかわるがわる指名する。

尚、当第250地区は、アジア地域第1ゾーンに属している。

### ■ 地区 (District) とは (手続要覧29P参照)

国際ロータリーの管理の便宜上、まとめられた一群のクラブの所在する一定の地理的區域に与えられた名称であります。

R.Iの1984年の地区の数は、408の地区に分かれ、日本では、26の地区に分けられております。



## ■ 無地区クラブとは

R.Iの地区に属せず、R.I理事会の直轄下にあるクラブをいいます。

## ■ グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー(R.I.B.I) (手続要覧235P参照)

グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリークラブ連合会の呼称であります。

## ■ 地区の役割 (手続要覧29P参照)

ロータリー地区の活動並びにその組織は、個々のロータリークラブが、ロータリーの綱領を推進することを助けることを、唯一の目的とするものであります。

## ■ 地区ガバナーの任務 (手続要覧32P参照)

理事会の全般的統制と監督の下に職務を行うその地区における国際ロータリーの役員であり、地区内クラブを直接監督の下に管理する。

また、国際ロータリーの綱領を推進し、クラブの結成を指導監督し、地区内の各クラブ間及びこれらのクラブと国際ロータリーとの間の友好関係を増進することを、ガバナーの任務とする。

ガバナーは、地区協議会及び地区大会を主宰する。

## ■ ガバナー・ノミニー (R.I細則第13条第5節(a)項参照)

地区大会で指名され、国際大会で選挙されるまでの間のガバナー候補者のことです。即ち、地区ガバナー候補者は、先ず地区大会でその地区の所属クラブによって指名された時点では、ガバナー・ノミニーと呼ばれます。

尚、ガバナー・ノミニーの選出は、当該ガバナー・ノミニーが地区ガバナーに選挙される国際大会の直前2ヵ年以内に開かれる地区大会において行うことができますので、同時に同じ地区に2人のガバナー・ノミニーがいることがあります。

## ■ ガバナー・エレクト

ガバナー・ノミニーが原則として国際協議会に出席し、国際大会で選挙されますと、ガバナー・エレクトと呼ばれます。そして、7月1日に地区ガバナーに就任します。

## ■ ガバナーの分区代理 (手続要覧35P参照)

地区内において、あらかじめ決定した分区にある各クラブの管理責任者を援助するための非公式なガバナー代理で、その分区内のクラブ会長とガバナー間の連絡員で、公式の権限をもつものではありません。

その任務には、分区内のクラブに、年2回か3回位非公式の訪問をし、これらのクラブ内部の発展状況をガバナーに知らせること。また、分区内の都市連合一般討論会を計画準備する等、その他幾つかあります。

## ■ 会長エレクト

クラブ細則第4条第1節に基づく年次総会において、次年度の役員及び理事を選挙しますが、選挙された会長は、その選挙のあと7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長エレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に会長に就任します。

## ■ 特別代表 (手続要覧49P、236P参照)

ガバナーの任命により、ガバナーに代って新クラブ結成の手続一切の指導を行うロータリアンのことをいいます。通常スポンサークラブの会員の中からロータリーの理想に精通し、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を、他人に伝える力のある会員1名が、ガバナーの「特別代表」に任命されます。

クラブの結成に至るまでのあらゆる手続は勿論、新クラブの育成にも大きな役割を果たします。

## ■ 地区ガバナーの拡大補佐 (手続要覧49P、233P参照)

クラブ結成の仕事に経験のあるロータリアンで、特別代表が援助なくしては、任された地域のクラブの結成を完成することが出来ないように思われる場合及びガバナーが、必要な援助を与えることが出来ない場合に、近隣地域に住む特別代表に援助を与えるようガバナーから指名された者を意味します。

## ■ 新クラブ結成の一般方針 (手続要覧47P参照)

ロータリーの基本的原則を、何の制約を受けずに守ることのできる地域であれば、世界中の何処にでも又何時でも、新しいロータリークラブを結成することができる。但し、次のことを念頭に置かなければならない。

1. ロータリークラブのない国もしくは、地理的地域へのロータリー拡大は、理事会の明確な承認を得て初めて企てるものとする。
2. その地域に住んでいるか、関係地域に永続性をもって定着している実業もしくは、専門職業界を代表する実業人及び専門職業人から主として、その会員を構成できる地域においてのみ、ロータリークラブを結成するものとする。
3. 新クラブ及びその会員がたやすく連合体に同化できるように、新クラブは、前記のような地域に位置し、会員は、前記のように構成されなければならない。

## ■ 創立会員 (手続要覧51P参照)

新ロータリークラブを結成し、国際ロータリーへ加盟申請のときに提出された会員名簿に記載された会員を、創立会員という。

## ■ 加盟金 (手続要覧51P参照)

国際ロータリーに加盟を申請する仮クラブが、R.Iに納付しなければならないもので、加盟申請書に米貨200ドル(もしくは、その国の通貨による相当額)の加盟金を添えて提出するものとする。

## ■ 加盟認証状 (手続要覧52P参照)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた時には、国際ロータリー会長、事務総長及び地区ガバナーの署名のある加盟認証状が中央事務局からそのクラブへ発行される。

R.I理事会によって、国際ロータリーに加盟を許された日からクラブは、国際ロータリーにおける公式の構成単位クラブとなるのであって、これは、認証状が伝達された日とは関係がない。

## ■ スポンサークラブ (手続要覧52P参照)

新クラブ結成に助力し、その後も国際ロータリーの一員として、新クラブが速やかに成長するよう指導の責任を引受けたクラブのことで、ガバナーが任命した特別代表の属するクラブが、新しいクラブのスポンサークラブとなる。そして、次の如き責任をとる。

1. 特別代表を助けて、新しいクラブ結成を成功に導くよう計画を立てる。
2. 新クラブの初期のプログラムを計画する。
3. ロータリー運動の一単位として、新クラブが発展して行くようこれを指導する。
4. 少なくとも一年間は、新クラブを援助すること。

## ■ アディショナルクラブ(追加クラブ)を結成する方法について (R.I細則第1条第1節、手続要覧52P参照)

### 1. 区域割譲による方法

市、区、その他の自治体の行政区域内に、明確に区画することのできる一つまたはいくつかの地域があり、その各々が、その区域内に少なくとも新クラブの結成に必要な最低数の職業分類を有する場合、これらの地域の各々につき、それをクラブの区域とするアディショナルクラブを結成することができます。

但し、次の条件を満たすことが必要です。

- (1) 自己の区域内にアディショナルクラブが結成されるいくつかの

クラブの過半数が、まずアディショナルクラブの結成に同意すること。

- (2) 既存クラブが、アディショナルクラブに新クラブの区域となる地域を割譲することを要するものとする。
- (3) 既存するクラブが、割譲した地域内の人で、その職業分類に相当する活動の範囲が既存クラブの区域にわたっている者を、自己のクラブに入会させる権利を保留することができる。これは、アディショナルクラブを拘束します。

## 2. 同一地域を共有する方法

市、区、その他の自治体地域内において区域限界を同じくする二つ以上のロータリークラブの加盟が認められます。

但し、次の条件を満たすことが必要です。

- (1) 自己の区域内にアディショナルクラブが結成されることとなる幾つかのクラブの過半数が、まずアディショナルクラブを同じ区域に結成することに同意すること。
- (2) そのアディショナルクラブの結成が、R.I理事会の定める方針に従って行われること。

尚、上記1、2の何れの場合にも、会員数24名以下の既存クラブの区域である場合、そこにアディショナルクラブを結成することは、割譲であろうと共有であろうと原則として、好ましくない。

## 3. 既存クラブが、アディショナルクラブの結成及び地域の割譲に同意する場合には、次の手続きが必要です。

- (1) 少なくとも10日前に、その議案を会員宛に郵送されていなければならない。
- (2) 例会において、出席会員の投票の過半数の賛成票を得ること。  
但し、承認を必要とするクラブ数が二つ以下の場合。出席会員の投票の過半数とは、当該全クラブの票を集計したものとする。

## ■ 区域の割譲または共有 (手続要覧10P、52P参照)

1. R.Iの承認のもとにクラブは、その区域の一部を分譲するか、或いは同一区域を共有して、アディショナルクラブを結成することが

できる。クラブが区域限界に関し、自己の定款の規定を改正すると  
の決議報告書を理事会に提出し、その承認を求めるに当っては、改正理由説明書を添付するものとする。他のロータリークラブが近隣地にある場合、改正案について、近接クラブと協議し、近接クラブの区域限界を検討し、この改正の結果、他のクラブの区域限界と対立が生じないことを確認した説明書も併せて添付しなければならない。

2. 区域の一部割譲もしくは、共有を含むアディショナルクラブ結成案が提案されている区域内のクラブによって、または複数のクラブの場合、そのクラブの一つによって否決された場合、地区ガバナー或いはR.I理事会が、この件をクラブ会員に提起して、再審議を求めるよう指示することができる。区域の割譲もしくは共有を再度否決するためには、定足数に達した例会で出席した会員の3分の2の投票を必要とする。

## ■ 仮クラブ (手続要覧50～51P参照)

新クラブ結成集団は、毎週定期的に会合を開くことを条件として、その創立總會のときより、それが国際ロータリーの加盟クラブに認められるまでは、「仮ロータリークラブ」と呼ばれる。

そして、正式に加盟承認がなされるまで、仮クラブの会員は、ロータリー徽章の着用はできない。しかし、メイクアップはできる。

## ■ 仮クラブの条件 (手続要覧50～51P参照)

1. その結成のときにおいて、心ずロータリーの基本的な特色を保持すべきことを誓約しなければならない。
2. 標準クラブ定款及びそれに調和した細則を採用しなければならない。
3. クラブの名称に、その所在地を表わす文言を用い、また区域限界について、これを定款の中に入れるものとし、この名称及び区域限界は、予め国際ロータリーの承認を得なければならない。

承認を得た名称及び区域限界は、国際ロータリー及びクラブ双方

の同意によるほか、これを変更することはできない。

4. 標準クラブ定款の規定に従い、毎週定期的に会合を開くように定めなければならない。
5. ロータリーの職業分類の原則の上に、常時少なくとも20名の会員を維持できるよう、最少限40名の職業分類を有していなければならない。
6. 20名以上の創立会員名を記載した申し分のない名簿を提出しなければならない。
7. 創立会員の中に「アディショナル正会員」または「シニア・アクティブ会員」を含めることは、少なくとも過半数が「正会員」でパスト・サービス会員が10パーセント以下である場合には、差支えないものとする。
8. 創立会員は、職業重視の観点からいって、多種多様であることが大切である。  
故に新クラブ結成のときは、できる限り、関連のある一群の職業分類中の一つの業種だけ充填することが望ましい。事情により特別の場合として、このような職業分類を、二つまたはそれ以上充填することを考える必要があるかもしれない。  
しかし、創立会員総数の10パーセントを超えないものとする。
9. 創立会員の少なくとも50パーセントはクラブ区域内に、住居あるいは事業場を有していることが望ましい。
10. ある職業分類に、2名の候補者が推薦された場合、他の条件がすべて対等であれば、クラブの平均年齢を引下げるため若い方を選ぶべきである。
11. 年長者又は隠退した人がもともと多い地域に関して、正当な理由がある場合、理事会は、その裁量で最少限25名の創立会員の中シニア・アクティブ会員が、12名を超えていないクラブを加盟承認することができる。
12. クラブの加盟申込書の一部として、国際ロータリー理事会に提出された会員名簿は、クラブの創立会員全員の名簿とみなされる。

加盟承認の決定が行われるまでは、この名簿に載っている以外に

新たに会員を入会させることはできない。

13. 米国及びカナダの新クラブに対して、R.I理事会が決定した金額に等しい購買力のある金額によって、新クラブの入会金及び年会費を地区ガバナーが定める。
14. 国際ロータリー加盟が承認されたときに、そのクラブの創立会員であるシニア・アクティブ会員は、新加盟クラブのシニア・アクティブ会員でありながら同時に他のいずれかのクラブの正会員、シニア・アクティブまたはパスト・サービス会員の籍を保持することはできない。

ロータリー便覧

非売品

1985年6月発行

1984-85年度

国際ロータリー第250地区

ガバナー 道下 俊一

地区情報委員会委員長

清野 耀(帯広R.C)

地区情報委員会委員

笹木 秋雄(帯広R.C)

里瀬 勝(広尾R.C)

1986.5.9

ナシ